



- ①応急処置等、必要な処置
- ②家族等への連絡
- ③その他・行政等への連絡

- ④ 次のいずれかに該当する事故ですか。
- サービス提供中に発生し、医療機関を受診したもの
 - 感染症・食中毒・結核及び疥癬等
 - 職員の送迎時における交通事故・法令違反及び不祥事等の発生
 - その他報告が必要と認められる事故・事件



春日部市への報告は必要ありません。事故の分析・防止策の検討家族への連絡を徹底し、再発防止に努めてください。



- ⑤ 春日部市介護保険課へ第一報 ※個人情報に配慮すること。
- 【時期】** 発生日から遅くとも5日以内を目安とする。
- 【提出方法】** 電子メール kaigo@city.kasukabe.lg.jp
F A X 048-738-4456



- ⑥ 事故の分析・防止策の検討
- 事故状況等の分析
 - 再発防止策の検討
 - 損害賠償の有無の検討
- ⑦ 家族への連絡
- 利用者・家族等への説明義務は果たしましたか。
 - 事故原因や再発防止策等について説明しましたか。
 - 利用者に事故報告書を積極的に開示する等し、求めに応じて交付していますか。



- ⑧ 春日部市介護保険課へ報告 ※個人情報は開示する。
- 【時期】** 事故処理の区切りがついたところで、概ね発生から1月以内を目安とする。
- 【提出方法】** 電子メール kaigo@city.kasukabe.lg.jp
郵 送 〒344-8577
春日部市中央六丁目2番地
介護保険課 計画・事業指導担当
- 持 参 可